

京都市告示第330号

車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定します。

令和8年9月1日

京都市長 松井孝治

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類 府 道

路 線 名	区 間
宇治淀線	伏見区淀川顔町455番地の2地先から 同区淀美豆町378番地の3地先まで
中山稲荷線	伏見区竹田向代町川町102番地地先から 同区竹田流池町120番地地先まで
三栖向納所線	伏見区納所町586番地の130地先から 同区横大路千両松町1番地の112地先まで
伏見向日線	南区久世東土川町53番地の1地先から 同区久世東土川町291番地の1地先まで
二条停車場嵐山線	右京区西院上今田町15番地地先から 同区山内西裏町14番地の2地先まで
嵐山西院線	右京区梅津大縄場町6番地の33地先から 同区西院笠目町25番地地先まで

道路の種類 市 道

路 線 名	区 間
洛南経9号線	南区上鳥羽苗代町11番地の3地先から 同区上鳥羽苗代町21番地地先まで
淀221号線	伏見区淀美豆町872番地の2地先から 同区淀美豆町1227番地の2地先まで
淀77号線	伏見区淀美豆町1227番地の2地先から 同区淀美豆町1227番地の2地先まで

淀217号線	伏見区淀美豆町1227番地の2地先から 同区淀美豆町1161番地の2地先まで
淀59号線	伏見区淀美豆町1161番地の2地先から 同区淀美豆町1088番地の1地先まで
羽束師経126号線	伏見区羽束師古川町287番地の1地先から 同区羽束師古川町287番地の1地先まで
久世43号線	南区久世東土川町291番地の1地先から 同区久世東土川町376番地の15地先まで
久世44号線	南区久世東土川町376番地の15地先から 同区久世東土川町180番地の1地先まで
久世35号線	南区久世殿城町600番地の1地先から 同区久世築山町376番地の1地先まで
吉祥院久世線	南区久世殿城町531番地の2地先から 同区吉祥院嶋高町48番地地先まで
吉祥院緯60号線	南区吉祥院嶋高町48番地地先から 同区吉祥院嶋野間詰32番地の2地先まで
上鳥羽緯71号線	南区吉祥院嶋野間詰32番地の2地先から 同区上鳥羽川端町299番地地先まで
上鳥羽緯95号線	南区上鳥羽川端町299番地地先から 同区上鳥羽大溝町2番地地先まで
下鳥羽緯31-1号線	伏見区下鳥羽平塚町133番地地先から 同区下鳥羽浄春ヶ前町103番地地先まで
京都環状線	北区紫野西御所田町39番地の1地先から 右京区西院高山寺町13番地地先まで
芦山寺通（2）	北区平野桜木町28番地地先から 同区平野宮藪町30番地の4地先まで
衣笠宇多野線	北区平野宮藪町30番地の4地先から 右京区御室小松野町30番地の25地先まで
吉祥院緯20号線	南区吉祥院新田壱ノ段町2番地の4地先から 同区吉祥院中河原里南町19番地の2地先まで
久世66号線（1）	南区久世殿城町58番地の1地先から 同区久世殿城町321番地の2地先まで

2 指定する期日 令和8年9月1日

（建設局土木管理部道路明示課）